平成22年塩尻市議会3月定例会総務環境委員会会議録

日 時 平成22年3月19日(金) 午前10時25分

場 所 第一委員会室

議案第35号

塩尻市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

出席委員・議員

委員長	森川	雄三君	副委員長	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫 君	委員	金田	興一	君
委員	小野	光明 君	委員	中野	長勲	君
委員	古厩	圭吾 君	委員	白木	俊嗣	君
議長	塩原	政治 君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 酒井 正文 君 次長 成田 均 君

議事調査係長 中野 知栄 君

午前10時25分 開会

委員長 それでは委員の皆さんお揃いでありますので総務環境委員会を開催したいと思います。始めに理事者ごあいさつがあれば、はい副市長。

理事者あいさつ

副市長 本日、追加で提案と言うことで申し訳ありません委員会を開いていただきまして、ありがとうございます。本日、提案する関係につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正がございまして、この法律の関連する市の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正するということでございますので担当から説明申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議案第35号塩尻市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

委員長 はい、ご苦労様です。それでは早速議案審査に入りたいと思います。議案第35号塩尻市職員団体のための職員の行為の制限の特別に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

おはようございます。早速でございますが関係資料1ページをお開きいただきたいと思います。 人事課長 条例の改正案でございますが、これにつきましては去る3月10日の日にご審議いただきました議案第1号に関 連した内容でございますが、実はこの関連の条例改正案で3月に入りましてから県の方から条例改正参考例が示 されてまいった部分がございまして、それに関連したもので当初、提案に間に合わなかったということで今回追 加提案とさせていただいたものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。 概要でございますが3月1 0日、本委員会におきまして月60時間を超える時間外勤務につきまして、それを超える部分を時間外勤務手当 の支給割合を上乗せするか、あるいは6 0時間超えた分について代休扱いにするかというような内容の条例改正 案を御審議いただいたところでありますけれど60時間を超えた動務時間について代休扱いにした場合に、その 代休の時間帯の中で、ここでは職員団体とありますが、一般的にいうところの労働組合に置きかえていただけれ ば分かりやすいと思いますけれど、その組合活動ができるということをする条例改正をするものでございます。 めくっていただきまして2ページ新旧対照表をごらんいただきたいと思います。職員団体のための職員の行為の 制限の特列に関する条例第2条におきまして職員の行為の制限の特列が記載されております。労働組合の組合活 動を勤済争間内に行う場合、この条例の第2条第1号に規定しますところの適法な交渉、いわゆる組合交渉とい うものは、これ以外は時間内に行うことは出来ないということになっております。組合交渉以外の組合活動、例 えば組合の各種大会への参加等につきましては、第2号に規定しているわけですが、祝日法に適応するところの 休日、それから休日出勤した場合の代休日あるいは平日でありますと年休をとって組合活動を行うことが出来る というふうなことで規定されています。この第2号の中に今回60時間を超えて勤務した場合の時間外勤務代休 時間、この時間において組合活動を行うことが出来るというものを追加する内容の改正であります。先般の中で 勤務条件、勤務時間、休暇等に関する条例の新たに第5条の4という条文を追加したわけでございますが、この 第5条の4の規定という文言を第2号の中に追加いたしまして条例改正案とさせていただくものでございます。 なお施行につきましては本年4月1日ということでございますのでよろしく御審議お願いいたします。 以上でご ざいます。

委員長 説明をいただきました。委員の皆様から質疑をお出しいただければと思います。

小野光明委員 職員団体というのは労組とおっしゃいましたけれどほかに対象になる団体はありますか。もしくはほかに職員団体の対象があるのか労組以外はありますか。

人事課長 職員団体として登録されております、いわゆる自治労組合ですか。これのみでございます。塩尻 市職員労働組合ですか。

委員長 よろしいですかほかにございますか。

古畑秀夫委員 質問ではないのですが、いずれにしても60時間というのは20日勤めるとすると一日3時間以上というようなことですから、できる限りこういう方向にならないように配慮してもらって、そういう状況が、そこに生じるとすれば短い期間であれば臨時の職員をあれするとか職員を異動させて何とか協力させてとい

うような手をうって、なるべく、こういうようなことにならないような努力はしてもらいたいと思いますが、これは要望ですがお願いしたいと思います。

古厩主吾委員 関連で具体的に、これに該当するような今の塩尻市の現状はどうなのですか。あるのか、ないのかということも含めて対象者があるのか、ないのか。

人事課長 去る3月10日の本委員会の中でも若干、触れさせていただいたかと思いますけれど、直近の一年間の統計で見てみますと月平均で約10名ほどが、60時間を超えた勤務の状況にございます。当然、時期的に勤務が重なる状況等もありますので、先ほど古畑委員さんからも御指摘がありましたが、部内での流動体制あるいは直近で申し上げますと確定申告がございまして、この時期にも期間を限った臨時的な職員を雇用して対応していくというふうな状況もございますので、そういう部分も含めまして、できるだけ勤務時間を短縮する方向では、これからも努力していきたいと考えております。

古厩主吾委員 それで、その月10名ほどが対象となると別に労働組合にかかわってという意味ではないのでしょう。だから今ここの第35号でいうような事に対象になる職員がいるのかどうか。

人事課長 今回新たに第35号で御提案している文言につきましては60時間を超えた場合に代体扱いとした時間帯に、こういった組合活動ができるというような規定でございまして、従来この規定はなかったわけですので60時間を超えるものにつきましては当然、通常の勤務の延長としまして、結果として月60時間を超えた状況があるというようなことでございますので、今回の改正につきましては超えた分は代体扱いにした場合に、その代体の中で組合活動ができるということでございます。標準時間を超えた分で組合活動をするということではございません。

古厩主吾委員 分かったような、分からないような。私にしたら、よく分からないのです。もう少しごく一般論として分かるような。現実的には、こういうケースならこうなると、それで今現実にはこうですよという話をして下さい。

人事課長 60時間の中で組合活動をしているわけではございませんので、通常の勤務で60時間を超える 状況もあるということでございます。

古厩主吾委員 それは分かります。それは前に話しはしてあるので。

人事課長 組合活動としては60時間でやっているわけではありません。

委員長 きっと少し質問の趣旨と答えとが、ちょっとかみ合わない。

副市長 今、組合活動をやる時は休暇をとっていただいていますけれども、先ほど説明したように適去な時はとっていいと、それから認められた公職については休暇をとらなくていいですと。それから通常、組合の活動をするときには組合休暇というのを認めております。それは第2号でうたっておりますけれど、組合休暇をとって組合活動をすることを認めています。それに今度プラスして60時間超えて超かしてしまった時に、代休を選択したときに、その代休を組合休暇にあててもいいということを今回付け加えただけですので、実際に労働組合がやるかどうかは今おそらく、そこまでやる職員は現実にはいないと思います。

委員長 よろしい、いいですか。

古厩主吾委員 分からないけれど、まあ分かります。

委員長 ようは60時間を超えた避りに対して代休を与えると。その代休を自由に使っていいと。組合活動

をしてもいいと、そういうことですね。ところが現在、市にはそういうことをする人はほとんどいないと、そういうことですね。

中野長勲委員 先ほど月に10人くらい程度と言ったけれど、年間に直すと120人くらいになってしまうのだけど、その辺のところはどういう説明になりますか。

人事課長 通常の時間外勤務手当が、集計していって 1人につき 6 0 時間を超えるケースというのが延べにして 1 2 0 名から 1 3 0 名くらい 1 るということであります。

委員長 許可するというような意味ですね。ようは代休を。

中野長勲委員 もう一度。超過が務につく人たちは課長補佐以下ですか。そういう人たちについては 超過 勤務の対象になって月に10人くらいは毎月出てくるという理解でいいですね。

人事課長 おっしゃるとおりです。

委員長 他にございますか。ないようですので採決したいと思います。議案第35号塩尻市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、全員一致で認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは議案第35号は全員一致をもちまして決することといたしました。以上をもちまして協議を終了します。

午前10時36分 閉会

平成22年3月19日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印